

武蔵野市下水道事業基金条例の廃止について（議案第 85 号資料）

1 経過

- ・平成25（2013）年度に、武蔵野市下水道事業検討委員会（平成25（2013）年5月～同年10月）の答申を受け、下水道事業に必要な財源を確保し、将来にわたる下水道財政の健全な運営に資するために、武蔵野市下水道事業基金条例（平成25年12月武蔵野市条例第30号）を制定し、武蔵野市下水道事業基金を設置した。
- ・平成25（2013）年度以降、下水道使用料収入から汚水処理経費を上回る部分について積立てを行っており、令和 5（2023）年度末の基金残高（見込み）は 8 億9,626 万6,940 円である。
- ・令和 2（2020）年度に公営企業会計に移行したことに伴い、毎事業年度に生じた利益は議会の議決を経たうえで積立金として経理することが可能となった。また、武蔵野市下水道総合計画見直し及び下水道事業経営の在り方等検討委員会（令和 3（2021）年10月～令和 5（2023）年 3 月）にて意見聴取し、策定した下水道総合計画（2023）及び下水道事業経営戦略（2023）において、基金廃止の方向性を明確にした。

2 下水道事業基金条例の廃止理由

- ・官公庁会計においては、基金積立てにより将来に向けた必要な財源を確保する必要があったが、公営企業会計においては、期末の現金・預金は内部留保されること、また利益を特定の目的に使用するために積立金として経理することが可能となった。

<参考>公営企業会計における積立金の種類 利益積立金、建設改良積立金、減債積立金

- ・基金は拘束性の高い固定資産であり、流動比率の算定からも除外されている。「基金」から「現金・預金」へ振り替えることで流動資産が増加し、流動比率が上昇し、経営指標の改善が図られる。

3 今後の対応

- ・下水道事業基金条例を廃止する条例の施行後、速やかに基金取崩金を資金的収入とし、「固定資産－基金」から「流動資産－現金・預金」への会計処理を行う。
- ・利益積立金への利益処分について、令和 5（2023）年第 3 回定例会において議決を経ているが、今後は、毎事業年度の利益について、議会の議決を経たうえで、建設改良積立金に積み立てることを予定している。